

Title	穂積博士の隠居論を読む ( 其二 )
Sub Title	
Author	福田, 徳三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.7 (1915. 7) ,p.695(1)- 718(24)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150701-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150701-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學博士高野岩三郎先生著 發行所 東京大倉書店 振替東京三三八番

# 最新刊 統計學研究

菊判洋裝總ク口  
紙數 箱入美製  
六百七十三頁  
正價貳圓五拾錢  
郵稅 內地金十二錢  
支期各四十錢

今や空論の時代は逝けり、豪放粗漫の壯語は慨世の悲憤を以てするもその誤を蔽ふに足らず。世は狂熱に飽いて條理に醒めんとす、時代の希求は空しからず、時代精神の嬰兒は生れたり、本書「統計學研究」は即ち是著者は當代統計學界の權輿現に東大に統計學講座を擔當し又屢々各種の實際的調査に參與し、其の卓拔なる識見、豊富なる經驗に就ては世既に定評あり、其の十數年研鑽の精華は聚りて本書を成す、收むる所廿四篇一般論議より人口統計經濟統計の各論的説述に及ぶ、言辭平明、立論健實、學徒は以て眞率術はざるの學風を倣ふべく、實際家は以て其の經綸に堅實なる基礎を覓め得べし敢て江湖の精讀を仰ぐ

法學博士 高野岩三郎先生閱 法學士 古仁所豐先生著

## 最新刊 最近獨逸産業の發達

洋裝菊判美製全壹冊  
紙數 三百有餘頁  
正價 金壹圓貳拾錢  
郵稅 內地金十二錢

(自明治元年至大正三年) 東京物價並ひに賃銀表付

### 三田學會雜誌 第九卷第七號

#### 論 說

穗積博士の隱居論を讀む (其二)

福田 德三

#### 目 次

(六) 太き糸小きき珠子。法制史と進化論

(七) 隱居進化論の可能・不可能

六 太き糸小きき珠子。法制史と進化論

さて以上若干の豫備考察を終へたれば之より本題に入らんとす。本書の根本思

第九卷 (六九五) 論 說 穗積博士の隱居論を讀む

第七號

想は一には我邦にのみ特有なりと誤り考へらるゝ、隱居制度は人類社會の有機的發展史上の一產物にして決して一民族特殊の現象にあらざること、を汎く社會學人類人種學並に法制史上の材料によりて立證せんことを是れにして彼のデカルトの信條たる "Take nothing for truth without clear knowledge that it is such" とはまた著者の嚴に格守する所なるが如し。故に讀者よりして之を云へば殆んど不必要若くは過當と思はるゝほど廣汎の分野に涉りて研究の事を試みあり。而して此部分に於ては著者は確かに十分成效し人をして些の異論を挟むを許さざるに似たり。而して著者は第二に何故に隱居制度なるものが人類社會に斯く普く發生したるやの理を進化の原則によりて説明し、而して今日に至りて此制度が漸く廢滅に歸せんとするは必竟社會進化の結果たる所以を細説し、更らに——此れ第二版が第一版と著しく異なる要點なり——進んで將來に於て此制度に代はる可きもの、既に其端緒を啓きつゝある所以を證明して、所謂社會權の思想の勃興を指摘したり。今予を以て之を見るに此部分に於ける著者は一半は成效し、一半は效未だ其勞に應ずるに及ばざるもの、如し。其然る所以は著者が抑も本書第一版に於て執りた

る出立點が單一ならず少くとも二個の容易に調和し難く連結し難き命題に存するが爲めなりと愚考す。此二個の命題は時には互に相補足して著者の立論を確實ならしむるに預つて力あることありと雖も、全體として之を見るときは屢々扞格し屢々矛盾せり。予は先づ其何故に斯くの如きやを考定せんと欲するものなり。

予の見る所著者は抑も隱居制度の研究に志すや我邦の隱居制度を先づ眼中に置きたり、從て其蒐集したる材料の如き此點に關するものを主としたるなる可し。然るに著者は我邦に於て法政の學に進化論の思想を適用したる先覺者にして——加藤弘之博士は著者よりも古しと雖も其着眼は多く大體に及ぶのみにして之を支持するに考證的研究を以てすること尠きが如し——從て此問題を單に本邦の材料に就てのみ考究するに甘んずる能はず、乃ち博く社會學の書に涉りて根本に到達せんことを志すに至りしが、西洋社會學者は此種問題に就て特殊研究に手を着けたるものなきが故に、著者を助く可きもの多からず、茲に於て著者は獨逸の法制史學者に走りたり。而して爰に著者をして殆んど天來の福音の感を催さしめたるものは前段に言及し置きたりしグリムの獨逸法律古事彙中「老人」の項なり。

い、に、あ、ら、ざ、る、か、予、が、爾、く、考、ふ、る、所、以、は、著、者、の、構、思、の、大、體、に、於、て、甚、だ、多、く、グ、リ、ム、の、論、ず、る、所、に、似、た、れ、ば、な、り、グ、リ、ム、の、説、は、進、化、發、展、の、思、想、を、本、と、し、て、此、問、題、を、觀、察、す、る、に、は、甚、だ、有、用、に、し、て、他、に、之、に、勝、る、も、の、を、見、ず、著、者、が、彼、を、取、り、て、自、家、の、出、發、點、と、爲、し、た、る、は、Happy concurrence と、認、め、ざ、る、能、は、ざ、る、な、り、然、れ、ど、も、凡、そ、善、き、事、は、惡、し、き、半、面、を、伴、は、ぶ、る、は、鮮、し、グ、リ、ム、に、よ、り、て、著、し、き、援、助、を、得、た、る、著、者、は、又、た、之、に、囚、れ、て、却、て、其、研、究、を、妨、げ、ら、れ、た、る、こ、と、一、再、に、し、て、止、ま、ら、ざ、り、し、や、の、觀、あ、り、本、書、第、一、編、隱、居、の、起、源、は、第、八、編、隱、居、の、將、來、と、相、俟、つ、て、一、體、を、爲、す、に、第、二、三、四、五、六、七、の、數、編、は、其、間、に、挿、入、せ、ら、れ、て、恰、も、別、體、の、觀、を、呈、す、る、こ、と、は、獨、り、『ヂ、ス、ポ、ジ、チ、ヲ、ン』上、の、欠、點、と、し、て、の、み、之、を、見、る、可、か、ら、ず、抑、も、著、者、の、出、立、點、が、二、個、の、相、容、れ、ざ、る、所、に、右、梧、左、支、す、る、有、力、の、證、據、な、り、と、斷、じ、て、太、過、な、か、る、可、し、言、を、換、へ、て、云、へ、ば、(一)著、者、は、日、本、隱、居、制、の、研、究、を、以、て、業、を、始、め、(二)半、途、に、し、て、獨、逸、の、隱、居、制、度、研、究、に、入、り、(三)終、に、獨、逸、隱、居、論、を、一、般、化、し、て、之、を、人、類、社、會、進、化、發、展、の、通、則、の、地、位、に、上、ば、せ、(四)日、本、隱、居、論、を、も、此、通、則、に、よ、り、て、解、釋、せ、ん、と、し、た、り、即、ち、予、が、矛、盾、せ、る、二、個、の、出、立、點、と、は、(一)考、證、實、事、を、主、題、と、す、る、法、制、史、の、立、場、と、(二)Verallgemeinerung と、Sche-

matismus とを功業とする社會學殊に社會動學の立場換言すれば實事求是の實證學者の立場と概括類推に重きを置く社會哲學者の立場と是れなり。

抑もグリム古事彙中老人の項の所論は嚴密なる法制史の記述にあらずさりて社會進化論の考察として完備せるものにあらず、獨逸の社會に於ける老人の地位の變遷に關する一の Geistlicher Versuch たること恰もシユモラー氏の村落經濟・都市經濟・領域經濟・國家經濟并にブヒアー先生の鎖封的家屬及莊園經濟・都市經濟・國民經濟の Wirtschaftsstufentheorie に於けるが如し、從て其欠點も亦共通なり、即ち(一)此等の Stufen は主として獨逸の事實にのみ就きて立てられたるものなれば之を他國他民族に其儘移すことは無理なり、例へば領域經濟と云ふが如きことは全然獨逸特有のことにして英國には當てはめ難く、世界の文明國中之を適用して太過なきは獨乙以外には獨り我邦のみなり、其反對に都市經濟なる一の Schema は到底我邦に就て云ふを許さざるが如き是なり、(二)獨逸のみの説として之を見るも其 Wirtschaftsstufenaufstellung は必ずしも一の非難を容れざる底の適切のものにあらず、乃ちベロー以下の歴史學者が極力其妥當を争ふに徴して知る可し、グリムの説く

所果して凡ての法制史家が一樣に承認する法制史上確實の叙述なりや否や、専門家を其儘に祖述するもの殆んど之れなきは事實にあらざるや。假りに獨逸法制史の事實としてグリムの説く所争を容れずとするも其は獨逸のことなり。然るを其適用の範圍を擴張して之を一般文化史的の考察の地位に上ぼすことは容易に許され得べきことにあらず。故にたとへ獨逸法律古事彙に於けるグリムに責む可き所も之れなしとするも穂積博士の隠居論中に置かれたるグリムには責む可き所少しと爲さざるなり。況んや此の *Verallgemeinerung* より更らに還元して之を日本隠居論の基礎とするをや。

予は著者が單に考證論材料論にのみ没頭するを以て安んぜず、之を排列するに一の大なる *roter Faden* を以てせんとする用意と努力とに深く敬服せざる能はざるものなり。然れども忌憚なき譬喩を許さるゝならば、著者の作り上げたるものはハツクスレー教授が其ヒューム評論を自ら卑下して *It must be confessed that more is seen of my thread than of Hume's beads.* (Huxley, *Collected Essays*. New York 1902. Vol. VI. P. 50)

と云へるが如きありと評せざるを得ず。著者が緋へる赤き糸は餘りに太く之に繋がる白き珠子は餘りに小なり。されば人は珠子を見ずして却て糸のみを見るの恐あり。唯著者の行論の如何にも周到綿密なるが爲め吾人は *Vergewaltigung* の感を與へらるゝこと寸毫も之れなきは幸の至なり。以下條を分つて此複雑なる問題を釋くことを試みんとす。

七 隠居進化論の可能不可能

此問題を釋かんに予の次の三個の命題に分つの便なるもを覺ゆるのなり。即ち

(一) 隠居制度に關して今日吾人の有する丈けの材料に基いて一般進化の原則を立つること可能なりや否や

(二) 此原則の主たる論材たる獨逸の隠居制度は主として經濟的に解釋す可く、法制史的考究は寧ろ従たり、之を進化論的に一般化することを得可きや否や

(三) 著者は此一般原則を其欲せし如く我邦の隠居制度に應用して成効したりしや否や

是なり以下順次略説を下す可し。

隱居制度の如き顯著にして重要な家族相續制度上の一現象は唯だ單に表面に顯はれたる事實を知悉するを以て満足す可きにあらず、法理哲學の上よりも社會學の上よりも、又た經濟學の上よりも、抑も此くの如き制度を産み出したる根源に溯つて之を究めんことは正當の要求にして、今日まで其事の忽諸に附せられりしは學問の欠陥たること勿論なり。されば著者が我邦に在て、學問的思索の未だ幼稚なりし明治二十四年に於て、之が根本的研究を思ひ立ちたることは、今日の吾人より見れば寧ろ驚畏す可き程進歩したる立場に立ち居たるものと云ふ可し。第二版の今日の學問に對して有する重要甚だ大なるは言を須たすと雖も、之よりも内容議論の遙かに劣れる第一版が其當時の我邦の學問の上に有したる重要に比すれば寧ろ劣れりと云はざる可からず。今日に於て獨逸の學問は我等に取りて尋常茶飯事にして、又た進化發展の思想を適用することは却て一種の流行たるの觀ありと雖も、明治二十四年の我邦に於ては必ずしも然らず。されば第二版は此點に於ては却つて進歩を示さずと云ふ可きが如し。今日に於ては進化の思想の善き方面あると共に、又た之に伴ふ短所の少からざることも漸く認められ、一種の反動其勢

侮る可からざるものあり。予嘗て此事を次の如く論じ置けり。予嘗て經濟單位の縮小的發展は經濟組織の擴張的發展と相伴ふ所以を唱へ自ら見て構思當を得たるものとしたりき。自然淘汰の思想は元とマルサスの人口論に源を發し、ダルウソによりて自然界に適用せられたるものを再び經濟學に輸入し來り、經濟進化論の説一時に喧傳せらるることとなりては、ビエヒアー先生の經濟發展階段説はシユモラー教授の類似の説と共に學界を風靡する勢を爲せり。元より今日に於ても此種の思想の大體に於て當を得たることは認めざるを得ずと雖も、一方に於て専門歴史家の異論甚だ有力なるものあり、他方に於ては進化發展の思想を自然界より直ちに經濟生活に移植するの必ずしも妥當ならざること認めらるるに至りては、昔日の附和唱道は著しく其勢を殺がれざるを得ず。加ふるに附和の説に熱中するものが發見する能はざりし欠陥は其熱心冷却するに及べば顯著となるを免れず。只管に進化を説き發展を高調するに急にして、又た此發展を出來得る限り一目瞭然たらしめ得可き階段に分け盛りせんと欲する餘り、區別なき處にも強て區別を設け、分類を要せざるものをも強て分類したるやの疑起るを免れ難く、歴史家先づ起つ

て歴史上の事實を玩弄するも甚しと抗争するに至りしは慎重なる研究者をして大に反省の必要を感せしめたり。エルンスト・グロッツセ氏嘗て予に語りて曰く、吾人歐洲人は今や進化發展思想に中毒せんとしつゝあり、此迷夢を醒すの任は之を歐洲以外の卓越なる學者に囑せざる可からずと。是れ今より十數年以前の事にして當時予は其眞意を十分に諒解する能はざりしも、其後歐洲學界の趨勢を見て予はグロッツセ氏が一場の閑話を追想せざる能はず。凡そ學問の上に於て類推考察ほど有力の方法は少しと雖も、亦た此方法ほど危険多きものもあらず。就中其藉り來る類推の資料が我學より遙かに進歩せる學問の範圍に屬するとき然り。(中略)進化發展の思想の上に築かれたる經濟發展階段論の凡てを通じて免れざるは今日現在の經濟状態を其最高段に置かんとする要求是なり。從て歴史上の過去を按排するに當然此状態にまで昇り來る可き様の階段を設けて之に一切の事實現象を分け盛るものなり。即ち始めより現在を前提し置きて之に適當なる事實のみを撰び出し、之と關係なき又は少き事實は捨て、顧みず、又た載然と階段を設くる以上其一々に就て夫々特徴を明かにし、一段の特徴は他の一段の特徴とは必ず異なるものとせ

ざる可からず。然るに實際の事實は必ずしも此要求に副ふものと限らずして、一時に存して他時に欠くものも亦次期に到れば顯著に活動することあり、如何に工夫を凝らすも、之を適當の時期に割り當つることを得ざるあり。(中略)所謂有機的發展と云ふことは豊富なる暗示を與ふるには相違なければども他方に於て此思想に囚はれて歴史を玩弄すとの謗を免れざることあり。予の考ふる所にては此有機的發展の思想は大體に於て之を受け容るゝとするも其解釋はベルグソンの所謂創造的發展の意味に従ふによりて過に陥るを免れ得可きが如し。(中略)右の見解よりして予は經濟階段の設定を俄かに試むるを不可なりと信するものにして材料の貧弱なるを顧みず強て順序的發展を目前に展開せしめんと試む可きものにあらざと思へり。(註)經濟學講義 故に例へば有名なるメーソンの一句 From status to contract の如きも此が適用の場合には慎重ならざる可からず。予は所有權發達史に於て右の考よりして微弱なる修正を試むることを勉め、穂積博士の所謂共産時代・家産時代・人産時代(三百七)の經濟史上の通説に對して若干の疑を披みて從來予自ら取り來りし説の一部を捨てたり。(和)田垣先生紀念「經濟論叢」所掲拙文「シーザー及クテ」に依る古獨逸土地共有制度に關する若干の疑問」 今本

著者の立場は予が指摘したる經濟學者の階段説とは必ずしも全然同一ならずして、彼に加へたる異議を其儘著者の議論に加へんとは予の思ふ所にはあらずと雖も、著者の此點に關する根本思想は隱居論第一版に於けると大差なく此間に経過せる若干の年月社會科學者間の思潮の趨く所を聊か閑却せるものあるを認めざる能はざるなり。

さて著者は食老俗に論を起し順次に殺老俗・棄老俗・退隱俗に關する事實を極めて趣味深く又た慎重の態度を以て列擧したり。元より是は彼のシユモラーブヒアー兩氏の經濟階段に於ける如き Stufenleiter として提出せられたるものにはあらざる可しと雖も、著者の胸裡自ら orderly development を示さんとの念存せしや疑なきに似たり。予は著者の引證せる諸書を見たることなく其擧ぐる事實が事實として誤傳なきや否やを判断する學力を有せざるものなり。唯だ著者の叙述は極めて正確にして又た之に基きて立てたる推論の甚だ妥當なるは之を争ふ能はざるものゝ如く、殊に食老俗の甚だ一般的なる現象なることは著者の所論の其後の學者によりて確められて、偶々著者の學問的 Ein- und Aussicht の徹底的なることを證するも

のあり然り然りと雖も予は茲に自ら二個の疑團を起さざるを得ず。一は退隱俗なるものが必ず食老・殺老・棄老俗の後に來るものなりや、此等諸俗より一段高き進化の階段を示めすものなりや、否更らに立入りて云へば食老が第一に來り殺老之に次ぎ棄老更らに之に續くと云ひ得可きや。二は隱居の起源として食老・殺老・棄老諸俗が著者の考ふる如き必然的關係を有したるものなりや、著者云ふ所の如く一般的通則的前後關係を保つものなりや、是なり著者の吾人に教ゆる所以外何事をも知らざる予輩も其叙述を細讀して後何故に食老俗先づ起り殺老・棄老俗之に續くやの理を十分に諒解し得ず、此等三俗或は同時に行はれたることある可く、或は棄老俗行はれて食老・殺老俗之れなかりし場合も必ず之れある可く思はる。好む所に阿るの誘を受くるやも、知れざれども抑も食老俗は食人俗の一部にして食人俗なるもの起るには特別の經濟的若くは生理的事情の存するものゝ如し。殺老・棄老二俗に至りても經濟上の事情は重大の關係を有するにあらざるか。今食老俗に就て云へば多く動物的食料を取ること、を常とする民族が肉(豕の鹽肉)の欠乏に迫まらるゝとき茲に食人起り食老起る可く、動物的食料を多く取ることなき民族又は其欠

乏に迫まるることなき民族は如何に原始的状態にあるとも必然的に食人食老の蠻行を演出することなかりしにはあらざるか。即ち原始經濟生活が主として農業によるか漁獵又は牧畜によるかによりて、或は食老の行はれ、或は殺老の、或は棄老の行はれしと云ふ不可なるか。著者は其豊富綿密なる敘述に於て此等の經濟的要素を多く思考外に置きたり、單に食料の欠乏と云ふは餘りに一般的なり。『食人俗の起るは主として蠻民間食糧の欠乏に發したるものなり』と云ふは *Commonplace* にして學問上の考究としては今少しく具體的なる可きにあらずや。之を要するに食老殺老棄老の俗は必ずしも前後の順序を有せず、又た必ずしも必然的一般的なるにあらずと思はるゝなり。假りに此の點を措くとするも、然らば此等三俗は退隱俗と因縁的有機的前後關係を有せりと認む可きか。著者は曰く『故に戰鬪少しく止み糧食亦稍々乏しきを告げざるに至れば父祖の屍肉を食料に充つるの必要を減じ、單に之を殺して食料の消費者戰鬪の障礙物を除くに止まり、後ち竟に父祖を殺すに忍びずして之を山野に放棄するに至る。社會の文化尙ほ一步を進むれば、親愛の情は倍々發達し食糧亦稍々裕かにして、反哺奉養に充つるを得るに至るを以て、棄

老俗亦漸く廢れ竟に老人自ら家長の職を退きて隱居するの風習を生ずるに至れり』<sup>七十九</sup>と。此一條には永き長き經濟史を壓搾して與へあり、其一言其一句之を論究するに幾多の題目を提供す可し。(一)人類は其初めに於て必ず戰鬪を常態としたりしや。(二)糧食は原始民に於て乏しきを常とせしや。(三)父祖の屍肉を食料に充つることが食人の例なりしや。(四)食料の消費者として老人が厄介視せらるゝの常なりしや。(五)戰鬪の障礙物として除かれざる可からざりしや。(六)以上二の必要より殺老起れりと云ひ得るや。(七)更らに殺すに忍びざるに至りて後初めて棄老の俗起れりと斷じ得るや。(八)退隱俗は社會の文化一步を進め親愛の情發達し食老稍々裕かになりて起りしものとする可きや。(九)其退隱俗とは老人自ら家長の職を退くことの謂なるや。等是なり。此等問題の論究は優に一生の研究に値す可く、予が如きもの、到底企て得可き所にあらず。

今其一二に就て一言を許されたし。著者の退隱俗と名くるものは『老人自ら家長の職を退く』の謂なり。食老殺老棄老の場合に著者の意味する老人は必ずしも家長たる老人の謂にあらざるは勿論ならん。試みに問ふを許されよ、或は食はれ或は

殺され、或は棄てられたる老人の退隱俗に進化したる社會に於て家長たるもの以外のもは抑も如何に取扱はれ、如何に處分せられたりや、殊に老人の一半たる老女は如何になりしや、大家族の制行はるゝ處に於ては家長たり得るものは老男の一部のみ、多數は單に家族として老境に入る可し、此等如何に成り行くや、抑も著者の語を成し辭を着くる極めて巧妙極めて鮮明なるは、詞藻貧弱なる吾人の驚嘆する所なり、然れども又た時には其の作語其の用字の余りに巧なる爲めに思想の明確の害せらるゝ場合あるが如し、食老・殺老・棄老の老と退隱俗に於ける老とは其内容全然異れり、然るを著者は此區別を詳言せず同一物の連續として取扱へり、否な食老・殺老・棄老の成語は事實の一半を言表はすに有かなれども他の一半は却つて爲めに全く掩はれたり、何ぞや老人を食ひ殺し棄つる民族は同時に幼者殊に嬰兒を同様に取扱ふものなり、老人なるが故に食ひ殺し棄つるにわらず、著者も云へり「蓋し原人社會に於ては或は讐敵を屠戮して其屍肉を啖ひ或は幼兒を裂き老人を殺し」  
 第一頁。と。然るに著者は單に老人の食され殺され棄らるゝ事實を以て其鮮明なる階段名詞とし、幼者の同様に取扱はるゝことを毫も明瞭ならしめず、輕卒なる讀者を

して、老者のみ獨り然るが如き感を惹起さしむるなり、元より著者の試むる所は老人論にして、幼者論にあらざれば關係なき事實を行論の便の爲めに度外に置きたるは毫も差支なし、然れども此三俗より直ちに退隱俗を進化し來らしむるに至つて、著者は不知不識の間に過に陥るが如し、右の三俗が老人のみに限るものならば或は第四段として退隱俗起れりと信せしむることを得可し、然るに食殺・棄俗は幼者に就ても行はれたる以上、而して幼者に就ては退隱俗と云ふこと全然意味を成さざる以上、著者の Schematisierung は著しく其效力を減す可きなり、況んや著者が其俗と稱する退隱の事は、老者に就ても其全部に涉るにわらず、其一部分——老女と家長たらざる老男とを除きたる——のみに就てのみ言ふものゝ如くなるをや、即ち

(一) 食・殺・棄老俗の Schema 其ものに就ても之に一般性を斷言し得ず

(二) 右三俗と退隱俗とは必然的にも因果的にも又た前後的にも關係を一般的に斷言し得ず

更らに歩を進めて云はんか右二條の假りに著者によりて確實に打立てられたり

として、さて其は隱居の起源として如何なる價值を有するか。著者は隱居なる一の語に必ずしも終始一貫の意義を附せず、其種類を分つて宗教的隱居、政事的隱居、法律的隱居、生理的隱居と爲すと雖も、其は一物の種類にあらず、夫々に異なる退隱事實の列舉にして、宗教的隱居の隱居と法律的政事的生理的の其れと皆夫々に異なる意義を有するものなり。此點甚しく *Durchschnittskritik* を欠く。然れども第五編乃至第七編に於ける隱居とは家長の職を退くことの意味にして、是れ著者が最も重きを置く所の意義たるや疑ふ可からず。然るに著者が隱居の將來殊に其末段に於て言ふ所は社會的經濟的活働を廢することを隱居と云ふにあるが如し、退隱なる文字の上より云へば此後の意味こそ主たるものにして家長の職を退くは單に其一部たるに過ぎず。さて此意味——汎く社會的又は經濟的活働より退くこと——にての隱居又は退隱は果して之を俗と名く可き性質のものなりや否や、食老、殺老、棄老の世に於ても或は獵に或は漁に或は農に或は工に従ふ能はざるに至れる老人は男女の別なく退隱——過去若くは他人に衣食すること——するの外なきものにあらずや。即ち社會發展の或階段若くは風俗進化の或程度に於て始めて發生する

事實にあらずして、人類の生理的本質上當然起る所の普通現象ならずや。恰も嬰兒の生育期に於て何等の社會的經濟的活働に従事せざるに同じく、別に一の俗を成すものにあらず、生物たる以上、人間たる以上、何れの時代何れの處にも必ず存する所の事實なり。故に此意味に於て云ふときは、食殺棄老の俗より退隱俗起れり、云ふよりも寧ろ反對に最も古き起源を有するものは退隱俗にして、食殺棄老の俗は其變形なり又は其 *Anomalie* なりと云ふの却て當を得たるにあらざるか。果して然りとすれば著者が苦心慘憺組み立てたるものは一の *trium* を打出する所以にあらざるか。思ふに著者の期する所は此種の考察にあらずして、家長の職を退くなる特殊具體的の意味を有する退隱なる可し。然らば元より *trium* にはあらず、あらすと雖も更らに他の困難を新たに喚起すものたるを免れず。何ぞや、斯く限局したる退隱隱居は著者の組み立てたる *Schema* の何れの部分にも適當の存在を見出し得ざることは是なり。凡て動物は其生理的本質より老年に至りて自ら衣食の料を獲得し得ざるに至る。他の動物に於ては此くの如き老境に至れば自ら斃るゝの外なけれども、人間社會に於ては一方に財貨の蓄積を成すの智能あり、他方には血族相

養ふの人情ありて自ら生存資料の獲得に従事し能はざるものも猶克く餘命を維持し得るなり然ればこそ退隱の事の可能にして又た然ればこそ食老殺老棄老の如き風俗起るなり獸類に此兩者なし——少くとも棄老の事なし食と殺とはあれども食料の消費者戰鬪の障礙物を除く目的を以て特に老人を食し殺すことはなし——換言すれば食老殺老棄老の俗は退隱の俗の前提の下に於てのみ起り得る所にして其事たる極めて野蠻慘忍なるには相違なけれども偶々人類の獸類に勝る所以を證するに外ならず故に一のバラドックスを許さるゝならば予はまさに云はんとす食老殺老棄老の俗は又た一の文化現象 Kulturphenomenon なりと文化現象なる中に就て最も普通的にして原始的なるは退隱の俗——即ち過去勞働の蓄積によりて生を保つか又は他の人間の勞働の産物を分與せられて生を保つかを云ふ——是なり人間の社會的動物なることは此俗あるによりて甚だ明確に證明せらる之に反し幼者を保育すること——即ち幼者が父母勞働の産物によりて生を保つこと——は人類のみに特殊なる事實にわらず茲に於て老者と幼者との別を認む可し然るに文化は又た其の病患を有す獸類に之れなき退隱俗を有する人

類は又た獸類に之れなき食老殺老棄老——殊に棄老——の俗を其 Anomalie とし  
て有す其依つて起る所以は老人其人の財貨の蓄積を横領せんと欲する積極的の  
罪惡か又は老人を己等の勞働によりて保持する責任を免れんと欲する消極的の  
不徳かにあり即ち共に社會あり血族共棲の風ありて起る所なり然るに人類文化  
道徳の進化するに及ぶや此種「アマリ」は漸くに跡を絶ち原則的なる退隱の俗  
のみ依然として存するに至る茲に至りては又た著者の所謂優老俗起りて(一)當然  
の退隱者を厚く奉養し又た(二)必ずしも當然退隱する必要なく經濟的活働を營む  
の餘力ある老人も亦た之を退隱せしめて之を奉養するに至る可し故に若し Schei-  
de を打立てんとならば退隱俗と優老俗との二を認む可く食殺棄老の俗は之を  
傍系的に提示す可きものにあらざるか然り而して著者の意味するならんと思は  
るゝ家長の職を退くことは或は優老の事實として認む可き場合あり或は單純な  
る退隱の事實たることあり或は食殺棄老同一種類に屬す可き Anomalie たる場合  
ある可く之を優老の事實として一般化することは不可能なり食殺棄老三俗が主  
として其民族の經濟生活に起源するものなるが如く家長の職を退く隱居制も主

として、經濟的事情に基く、具體的現象にして、必ずしも一般的必然的の一階段を成さず。其經濟的事情とは家が一の經濟單位を成し、家長は其家に屬する財貨の蓄積を管理し、處分すること普通なる状態より起る。此事情なき處即ち家が一經濟單位を成さず、家長が經濟的活動の指導者たるが如きこと之れあらざる民族に就ては、隱居の制なるものは無意味なり。乃ち著者の立てたる Schema には直ちに其存在を容る可き空地なきものと云ふ太過なる可し。隱居の制は一般進化發展の一階段を成す所の普遍事實に非ずして、具體的に即ち一半は法制史的に一半は經濟史的に又た社會史的に説明し得らるゝのみなる Einzelescheinung にして、家族の制度、嚴格なればなるほど普及し、然らざるときは其跡を存せざるものと云ふ可きに似たり。獨逸と印度と支那と日本との如きは即ち前の場合なり、言を換へて云へば其經濟生活が主として農業によりて支持せらるゝ民族、其然る時代に於て普及し、其然らざるもの即ち狩獵、牧畜又は遊牧民と農業以外の經濟的活動の漸く重要となるに至れる民族とに於ては或は始より之を見ず、或は其存するもの漸くに廢滅に歸するの實ありと云ふ可きか、但し予は假りに此く云ふのみ、隱居制度に就て何等

研究したることなきものとして、或は大膽に過ぎたる臆測なる可し、之を敢てする所以は漫に著者の建設を破るのみにして、自家顧みて他を言ふに止るの謗を免れんが爲めのみ。

以上を以て予は第一の命題たる隱居制度に關して今日吾人の有する丈けの材料に基いて一般進化の原則を立つることの可能に就て深き疑問を抱く所以を開陳し得たりと信ず。

——以下續出——

附言 拙文徒らに冗長にして之を本誌の敷設に分割掲載するの已むなきに至れる深く愧づる所なりと雖も、予が企つる所は單に一著書の批評にあらず、著者の提出したる問題を本とし、多少の思索を積みたる微弱なる研究にして、予が師「ブレンターノ」先生の好んで採る所の Studienzeitung の形を倣だものなり。然るに穂積博士は予が不適を咎めず、却て前號の拙文を一讀過せられて懇篤なる一狀を與へられたり。此によりて前號第四、五頁に引きたる著者序文の一節は予之を誤讀、誤解したるものなるを發見せり。即ち著者が本書の第一版に述べたる所と殆ど符節を合すが如く「云々と言はれしは食人俗の一般に行はれたること」に關する立論のみに關することとなりしなり。然るに予は隱居論第一版所論の全部に就て爾かく言はれしもの、如く誤讀したり。謹んで著者と讀者とに陳謝す。又は博士は同號二〇頁以下三浦文學博士に對する評言の

聊か不穩當なりとの予の進言に對し、全然之を容れ、後版に於て必ず之を訂正す可く、其以前に於ても公けに予の指摘したる部分を訂正することを怠らざる可しと申越されたり。虚心坦懷著者の如きは學問を進むるに於て最も力あり。予は(重)著者に對して有する尊敬の念を更ちに著しく深くしたることを茲に告白せざる能はず。序に申す。前月の國家學會雜誌を見るに畏友中田法學博士は其専門の立場より同じく隱居論を論ぜらるゝ一文を載せたり。予は就て學ぶ所甚だ多し。拙文の讀者願くは併せて博士の文を見られんことを希望す。予が素人論の如きは固より言ふに足らずと雖も、重要な點に於て博士の高論と愚論と一致するが如きものあるを見るは予の喜に堪へざる所なり。予は本論の全部を公けにし得たる後、若し博士の教に學びて誤謬を發見するに於ては必ず之を訂正す可し。本文は當初下稿のものを暫く其儘に續載するものなり。此點豫め諒察を仰ぎ置く。

## 英國政黨政治の變局

占部百太郎

英國の内閣は五月下旬を以て改造せられた。一世紀以上に亘つて、時に或は聯合的變態的の内閣の成立を見たことがあつたけれど、原則としては、兩黨交互に内閣を組織し、政權を授受し來つた自由黨と統一黨が、多年の慣例を破つて兩黨の領袖先輩總出の大聯合内閣を組織したのは、英國憲法史上の一大異例と云はねばならぬ。事の茲に至つたのは、海軍大臣ウィンストン・チャーチルと海軍省第一局長(H. G. sea Lord)と稱し艦隊の戰術及び訓練の衝に當る)フライシャーとの間にダルダネールス攻撃に就て意見の衝突があつたのと、續いてルシテニア號擊沈事件に關して英國上下の海軍省に對する攻撃の激烈であつたのが、最近の動機となつたと傳へ